

## 時間外労働に関する特別条項付協定書

一定期間についての延長時間は、毎月 日 を起算日として1ヵ月 時間、1年 時間とする。

ただし、 等の特別の事情が生じたときは、労使の協議を経て、1ヵ月 時間、1年 時間まで延長することができる。

この場合、延長時間をさらに延長する回数は、 回までとする。

この場合の割増賃金率は、1ヵ月 時間を超えた場合は %、1年 時間を超えた場合は %とする。

以上特別条項付協定をする。

平成 年 月 日

労働者代表

職名

氏名

印

協定当事者

使用者

職名

氏名

印